令和６年度裾野市農業委員会８月総会　議事録

1. 開催日時　　令和６年８月１３日(火)　午後１時３０分から午後２時００分
2. 開催場所　　裾野市役所４０１会議室
3. 出席委員

農業委員				農地利用最適化推進員			
議席	氏名	議席	氏名	地区	氏名	地区	氏名
1	大庭　清宏			東	飯塚　邦彦	富岡	井上　恭男
2	荻田　弘明	8	髙草　富一	東	芹澤　秀雄	富岡	杉山　守正
3	勝又　直美	9	西島　則夫	西	市川　光一	富岡	渡邊　光永
4	勝又　和一	10	渡邊　博美	深良	大庭　洋行		
5	杉山　邦利	11	杉山　克己	深良	勝又　勝美		
6	杉山　利博	12(会長)	岡田　廣正				

4. 欠席委員

7	鈴木　知華	須山	中村　偉文				

5. 事務局出席者
　事務局長　本原慎也　書記　関野悠樹　書記　西島敬光　書記　久保裕太郎

6. 議事日程
　第１　開会
　第２　議事録署名委員の指名

4	勝又　和一	5	杉山　邦利

　第３　議事
　（１）報第　６号　農地法第１８条第６項の規定による通知について
　（２）報第　７号　農地法第４条の規定による農地転用届出に対する受理について
　（３）報第　８号　農地法第５条の規定による農地転用届出に対する受理について
　（４）議第１１号　農地法第３条の規定による許可申請の裁定について
　（５）議第１２号　農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（案）の決定について

7. 会議の概要

議　長	只今から令和６年度裾野市農業委員会８月総会を開会します。 本日の委員は１２名中１１名出席ですので、総会は成立しています。 議事日程第２の議事録署名人の指名ですが、私から指名させていただくことに異議ございませんか。 （異議なし）
議　長	それでは、４番　勝又和一委員、５番　杉山邦利委員にお願いします。 会議書記の指名を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局職員の久保裕太郎氏を指名します。 それでは、議事に入ります。報第６号　農地法第１８条第６項の規定による通知について　番号１～２　事務局から議案書の説明をお願いします。
事務局	はい。報第６号　農地法第１８条第６項の規定による通知について　番号１～２ （議案朗読により説明）

議　長	ただ今の報第６号　番号１～２について、質疑等がありましたらお願いします。
	（質問、意見等　なし）
議　長	質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思います。 次に、報第７号　農地法第４条の規定による農地転用届出に対する受理について　番号１　事務局から議案書の説明をお願いします。
事務局	はい。報第７号　農地法第４条の規定による農地転用届出に対する受理について　番号１
	（議案朗読により説明）
議　長	ただ今の報第７号　番号１について、質疑等がありましたらお願いします。
	（質問、意見等　なし）
議　長	質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思います。 次に、報第８号　農地法第５条の規定による農地転用届出に対する受理について　番号１～３　事務局から議案書の説明をお願いします。
事務局	はい。報第８号　農地法第５条の規定による農地転用届出に対する受理について　番号１～３
	（議案朗読により説明）
議　長	ただ今の報第８号　番号１～３について、質疑等がありましたらお願いします。
西島則夫委員	こちらは、市街化区域ですか。市街化調整区域ですか。
事務局	市街化区域となります。
議　長	ほかに質疑等がありましたらお願いします。 質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思います。 次に、議第１１号　農地法第３条の規定による許可申請の裁定について　番号１　事務局から議案書の説明をお願いします。
事務局	はい。議第１１号　農地法第３条の規定による許可申請の裁定について　番号１
	（議案朗読・投影写真により説明）
議　長	続きまして、地区担当委員　８番　高草富一委員から議案について説明をお願いします。
地区担当委員	申請地は、公文名東集会所の北側に位置しています。 申請地は調整区域内の白地農地です。面積は６６㎡で、地目は公簿が畑、現況が休耕地です。

	渡人は、令和５年８月に相続により取得しましたが、現在は　　に居住しており、手を掛けることが難しい状況でした。 受人は、渡人の親戚に当たり、申請地の隣接地に居住しています。このほど、売買により申請地を取得して一体的に管理していくことで話がまとまり、申請に至りました。 受人は自己所有の農地で露地野菜を栽培しています。農地は適切に管理されており、経験・技術も問題ありません。 申請地取得後の経営農地は３８９０．２６㎡です。 必要な農機具は所有しており、耕作は夫婦で行います。 通作にかかる時間は、徒歩すぐです。 従事日数や地域との調和についても問題ありません。 農地が小さく不整形であるため、当面は保全管理をしながらアジサイなどの景観作物を栽培する予定です。 周辺農地への悪影響は、特に無いかと思われます。ご審議のほどお願いします。
議　長	ただ今の議第１１号　番号１について、質疑等がありましたらお願いします。 （質問、意見等　なし）
議　長	それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第１１号　番号１について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議　長	それでは、全会一致で決定することに決定します。 次に、議第１１号　農地法第３条の規定による許可申請の裁定について　番号２事務局から議案書の説明をお願いします。
事務局	はい。議第１１号　農地法第３条の規定による許可申請の裁定について　番号２ （議案朗読・投影写真により説明）
議　長	続きまして、地区担当委員　推進委員　渡邊光永委員から議案について説明をお願いします。
地区担当委員	申請地は、上ヶ田区集会所から約４００m北側に位置しています。 申請地は調整区域内の白地農地です。 面積は１，３８８㎡で、地目は公簿・現況ともに田です。 渡人と受人は親子です。 今回、生前贈与により権利移動をするために、申請に至りました。 渡人である父は高齢のため現在は耕作を行っておらず、息子である受人とその妻が、芝、お茶、栗を生産しています。経営農地は約２．３６ヘクタールで、効率的に管理されています。経験・技術についても問題ありません。 通作にかかる時間は車で１０分程度です。 従事日数の基準や地域との調和についても問題ありません。 耕作計画によると、水稲を栽培する予定です。 周辺農地への悪影響は、特にないかと思われます。ご審議のほどお願いします。
議　長	ただ今の議第１１号　番号２について、質疑等がありましたらお願いします。
大庭清宏委員	申請地は基盤整備（上ヶ田圃場整備）内でしょうか。

事務局	基盤整備（上ヶ田圃場整備）外の場所となります。
議　長	ほかに質疑等がありましたらお願いします。 それではお諮りします。議第１１号　番号２について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議　長	それでは、全会一致で許可することに決定します。 次に、議第１１号　農地法第３条の規定による許可申請の裁定について　番号３事務局から議案書の説明をお願いします。
事務局	はい。議第１１号　農地法第３条の規定による許可申請の裁定について　番号３ （議案朗読・投影写真により説明）
議　長	続きまして、地区担当委員　推進委員　芹澤秀雄委員から議案について説明をお願いします。
地区担当委員	申請地は、いずみ幼稚園の約１５０m南西側に位置しています。 申請地は市街化区域内の白地農地です。 面積は１５５㎡で、地目は公簿・現況ともに畑です。 渡人は、令和４年１１月に相続により取得しましたが、会社員のため、耕作は、渡人の母が行っていました。 受人は申請地の斜め向かい側に住んでおり、渡人の母を手伝いながら２０年以上、申請地の耕作に参加してきました。 ただし、最近は渡人の母が体力的にあまり作業ができなくなってきたため農地を手放すことを検討していたところ、受人が該当地を買って耕作を続けたいとの申し出があり、申請に至りました。 申請地取得後の経営農地は１５５㎡です。 必要な農機具は所有しており、耕作は本人が行います。 通作にかかる時間は、徒歩すぐです。 従事日数や地域との調和についても問題ありません。 自家消費用の露地野菜を栽培する予定です。 周辺農地への悪影響は、特に無いかと思われます。ご審議のほどお願いします。
議　長	ただ今の議第１１号　番号３について、質疑等がありましたらお願いします。
髙草富一委員	写真の説明をお願いします。
事務局	この案件は、住宅地の中で、この筆だけが畑になっています。
井上恭男委員	受人　　は新規就農者ですか。
事務局	はい。先月の全員協議会でお伝えしております。
議　長	ほかに質疑等がありましたらお願いします。 それではお諮りします。議第１１号　番号３について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長　　それでは、全会一致で許可することに決定します。
次に、議第１２号　農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（案）の決定について　番号１　事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局　　はい。議第１２号　農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（案）の決定について　番号１

（議案朗読・投影写真により説明）

議　長　　続きまして、地区担当委員　４番　勝又和一委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員　　利用権設定地は、須山浅間神社の約３００ｍ北西側に位置しています。
利用権設定地は調整区域内の青地農地です。
面積は８９５㎡で、地目は公簿・現況ともに田です。
貸人は、令和６年３月に相続により取得しましたが、自身では手が回らず、今回、ＪＡを仲介して農地中間管理事業を活用して利用権設定することで話がまとまり、計画の提出に至りました。
借人は認定農業者であり、主にそばを栽培しています。農地は適切に管理されており、経験・技術も問題ありません。
利用権設定後の経営農地は９０，３６５㎡です。
必要な農機具は所有しており、耕作は家族で行います。
貸付期間は５年間で、使用貸借によるものです。
耕作計画によると、そばを栽培する予定です。
周辺農地への影響は特に問題はないと思います。ご審議をお願いします。

議　長　　ただ今の議第１２号　番号１について、質疑等がありましたらお願いします。

（質問、意見等　なし）

議　長　　それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第１２号　番号１について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長　　それでは、全会一致で許可することに決定します。
ではこれをもって令和６年度裾野市農業委員会８月総会を閉会します。

令和６年８月１３日（会議録署名人）

４番署名人　勝又和一

５番署名人　杉山邦利